

第 81 回 関西学生会計学研究会

財務部門：自由論題

5

5

『保険会計』

10

～保険商品の公正価値評価～

10

15

15

20

20

25

発表者：大阪経済大学 簿記会計研究部

川楠 誠

日時：2006年4月30日・5月14日

25

場所：関西大学

30

論文構成

序論

5

第1章 保険会計

第1節 保険会計の特徴

第2節 保険料

第3節 責任準備金

10

第2章 諸外国の比較

第1節 IFRS4号

第2節 諸外国の会計制度

第3節 諸外国の評価方法

15

第3章 保険商品の公正価値評価

第1節 保険商品の公正価値評価

第2節 公正価値評価適用について

20

結論

引用文献・参考文献

序論

近年、国際会計基準審議会¹(International Accounting Standards Board, 以下 IASB とする)による会計基準の国際的調和化が進められており、そのための審議が急速に進められている。そして様々な国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards, 以下 IFRS とする)が公表され、企業の財務報告に影響を与えている。これは保険会社も例外ではなく、保険会社など保険契約を扱っている企業に対する適用を目的とした IFRS4 号「保険契約」が 2004 年 3 月に公表された。IFRS4 号は、2005 年に EU 諸国で IFRS を強制適用する方針を採用したことに伴い、フェーズ I (暫定基準)とフェーズ II (恒久基準)に分離することにより、現状から段階的に移行できる基準となっている。現在審議が行われているフェーズ II は 2007 年からの適用を予定しており、保険商品に対して公正価値評価での開示が暫定的に合意された。このことに関してイギリス、カナダを除いた日本やアメリカ、ドイツなどの生命保険会社と生命保険協会、保険監督機関は反対をしている。何故ならば、保険商品には金融商品のように活発な市場が存在しないため、公正価値評価の信頼性が高いとはいえない。また、公正価値算出方法について実務基準を示しておらず、測定方法が確立していない状態で公正価値測定を行えば、その額が恣意的なものとなるおそれがある。さらには保険商品を公正価値評価した財務諸表は透明性、比較可能性が向上し、保険契約者や投資家にとって有用性が向上するといわれているが、逆に公正価値評価を適用することで、混乱を招く可能性があるなどといった理由があるからである。このように保険商品に公正価値評価を適用することには問題点が多く、公正価値評価を

¹ 2001 年 4 月に組織改正に伴い、従来の IASC は、現在は国際会計基準審議会になっている。本稿では、組織改正前の時点での活動について述べる際には IASC と表記し、それ以外は IASB と表記する。なお組織改正とともに、従来の国際会計基準の呼称も、組織変更後は国際財務報告基準に変更されることになった。

適用する理由も疑問視されている。

そこで本稿では、日本の保険会計について説明した後、IFRS4号について述べ、保険商品の評価についての比較を行い、改めて保険会社に公正価値評価の適用することについて考察する。

第1章 保険会計

第1節 保険会計の特徴

- 5 保険会計は一般会計と異なり、特殊な形態であるということが特徴として挙げられる。そこで、本章では保険会計について述べていく。
- 10 保険はその目的によって生命保険、損害保険、医療保険に別れているが、本稿では生命保険にしぼって考察していく。一口に生命保険会社(以下、生保会社とする)といっても生保会社には、相互会社と株式会社の2通りの会社形態がある。現在、相互会社から株式会社に変更していく企業もあるが、生保会社の基本的な会社形態は相互会社である。相互会社とは、保険業法に基づく営利も公益も目的としない中間法人であり、相互会社と株式会社の大きな違いはまず、会社の構成員である。株式会社の構成員は株主であるのに対し、相互会社の構成員は保
- 15 険契約者であるという点が株式会社と異なる。適用される制度も細かい点で異なる部分があり、保険相互会社には保険業法が適用され、商法は直接的には適用されないが、保険業法第21条、第59条などの準用規定があるため、結果的には保険相互会社も商法が適用される。保険相互会社の資本勘定は実質的に極めて少なく、基金・法定準備金名
- 20 目額にとどまり、事業に必要な資金は基本的に保険料でまかない、諸リスクには責任準備金や株式含み益で対応していた。また、剰余金は大半を配当金として還元するべく剰余金処分として社員配当準備金繰入を通じ、流失していくことによるものであった。そこで保険審議会
- 25 答申では、リスク管理の在り方としてソルベンシー・マージン基準²の導入、事業経営のための財産的基礎の整備・充実、インカム配当原則の見直し等について課題提起された。新保険業法はこれを受け、剰余

² ソルベンシー・マージンとは、例えば大災害や株の大暴落など、通常の前測をこえて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するため指標の一つをいう。ソルベンシー・マージン比率が200%を下回ると、監督当局によって早期是正措置がとられる。

金分配原則の明確化、基金・法定準備金の充実が図られた。

第2節 保険料

- 5 生保会社は超長期の保険契約に基づき死亡保険金・満期保険金等を完全に支払うことが基本任務である。この保険金を支払うために保険契約者から保険料を集めている。保険料は生保会社の収入の約70%を占めており、生保会社の資産の増加は主に保険料収入に依存している。生保会社の収入保険料と一般企業の売上高とでは利益概念が違う。「一般企業の売上高は、予めその原価が発生しているという前提があり、従って売上の実現による原価との差異は利益であるといえる。しかし、保険料は保険給付に見合う額、即ち原価相当分を想定して収入するものであり、保険郡団としての「収支相等の原則³」の上に成り立っているため、売上利益に類する利潤の生ずる余地は本来ないと考えられる。
- 10 生保会社の損益計算の結果、剰余金が発生するが、これは基本的には保険料の算定上適度の安全を見込んでいることから生ずるのである⁴。」このことから剰余金は、一般企業の利益(利潤)と異なりその大部分が契約者に配当金(一種の保険料の割戻し)として還元されるので、一般の株式会社の配当とはその性質を異にするといえる。
- 15 保険料は現金の収入をもって収益計上し、未収保険料の計上を認めていない。何故なら、「生命保険契約に基づく次回後以降の保険料の支払が法的には保険契約の成立による基本的保険料支払債務に基づく支分的保険料支払債務⁵であり、保険会社の保険給付義務と相対応するも

³ 「収支相等の原則」とは、収入(保険料)と支出(保険金)が等しくなるように保険料の算定をしなければならない原則である。保険会社はこの原則に従って運営をしなければならない。

⁴ 吉野[2004,44頁]

⁵ 基本的保険料支払債務は、保険契約者が保険料払込期間中に、払込期日ごとに所定の保険料を払い込むべき抽象的保険料支払債務のことである。

支分的保険料支払債務は、基本的保険料支払債務を前提として、そこから生じる各回ごとの具体的内容を有する保険料払込債務のことで、

のの履行について強制力がなく払込猶予期間を経過すれば失効するに留まるからである⁶。」つまり、保険会社側からいえば未収保険料は確定債権ではないため、確実な入金をもって初めて収益として計上する。「実態として期末の未収保険料が100%近く入金されることはなく、この取扱いは収益の期間帰属として合理性をもつといえる。またこの取扱いの根拠について、保険料の法的性格を背景としつつ現金収入の時点で収益計上することはやはり保守主義の原則の適用とみるのが妥当と思われる⁷。」以上の理由で保険会社では未収保険料の計上が禁じられている。しかし、このままでは前納保険料などの次年度以降分も保険料として計上されるので、適切な損益計算が出来ない。そこで、保険会計では次年度以降の保険料を未経過保険料として責任準備金に計上することで、損益計算を確保している。

- 5 5 10 15 20 25

第3節 責任準備金

- 15 保険料と同じく保険会社の中で重要な役割を持っているのが責任準備金である。責任準備金とは「生保会社が保険契約に基づく将来の保険給付の支払に備えて積立てている保険契約準備金である。それは保険給付の支払のために必要な額であって、生保会社の契約者に対する債務(一種の条件付債務)である⁸。」責任準備金は、狭義の責任準備金と危険準備金に別れ、さらに狭義の責任準備金は保険料積立金、払戻積立金、未経過保険料の三つに区分される。「保険料積立金の積立水準を決定するのは、積立方式と計算基礎率である。積立方式は、保険料積立金の財源としての保険料の内訳である純保険料と付加保険料をどのように保険料積立金に関わらせるかということである。計算基礎率は、保険料積立金の計算上、予定死亡率、予定利率をいかに設定するかと

年払保険料、半年払保険料、月払保険料が相当する。

⁶ 吉野[2004,73頁]

⁷ 吉野[2004,74頁]

⁸ 吉野[2004,92頁]

いうことである⁹。」責任準備金の積立方式には平準純保険料式とチルメル式、そして営業保険料式がある。平準純保険料式とは、「営業保険料が平準(毎年同額の意味)であるとき、付加保険料も純保険料も平準として、その平準純保険料をもとに計算する責任準備金積立方式である。

- 5 従って実際に新契約費を多額に支出する中で、この積立方法によることは健全性の追及といえる。支払能力をできるだけ多く確保することと数理的合理性を調和させたものである¹⁰。」チルメル式とは、「初年度に多く支出できるよう貯蓄保険料から新契約費の枠を借用してくることと、多くした分だけ次年度以降の新契約費部分を少なくして貯蓄保険料への返済(償却)にあてるように設定するものであり、平準純保険料のほか、予定新契約費をも考慮に入れて計算する方式。初年度
- 10 年度の予定新契約費を償却する期間をチルメル期間とよび、チルメル期間によって全期チルメル、20年チルメル、10年チルメル、5年チルメルなどと区別してよぶ。純保険料が平準でなくて初年度だけ小さいものの最終的には純保険料と保険給付が収支均等を保っており、純保険料式
- 15 の一種である¹¹。」営業保険料式とは、「純保険料のほかに、さらに付加保険料や事業費支出等をも考慮に入れて将来の収支に過不足の生じないように計算する方式。すなわち将来の保険金、事業費等の支出面と保険料、利息等の収入面との両者を見合わせて計算するものである¹²。」
- 20 現在日本での責任準備金の積立方式は、会社間の比較可能性の面から平準純保険料式が適していることや、「従来の行政指導(施行規則、通達)では、責任準備金の原則的積立方式として平準純保険料式を示しており、生保各社とも健全経営の指標として平準純保険料式による積立を目標としてきた¹³」ことから平準純保険料式が採用されている。

- 25 次に計算基礎率であるが、資産運用環境時に市場金利の変化に応じて責任準備金算出用の予定利率の改定が行われる。その場合、既契約

⁹ 吉野[2004,99-100頁]

¹⁰ 吉野[2004,100頁]

¹¹ 吉野[2004,100-101頁]

¹² 吉野[2004,101頁]

¹³ 吉野[2004,106]頁

の責任準備金算出用の予定利率について契約時のものを固定する方式と、既契約時にも変更する方式がある。前者の方式をロックイン方式とよび、後者の方式をロックフリー方式とよぶ。日本では前者のロックイン方式が採用されており、予定死亡率についてもロックイン方式

5 が採用されている。

本章では現在日本で行われている生命保険各社の実務内容について述べてきた。世界的にもIASBにより、IFRS4号「保険契約」が施行された。しかし、このIFRS4号は暫定的な基準であり、まだフェーズIのみが適用されている状況である。そしてフェーズIIについても審議され、暫定的な基準が報告されている。そこで次章ではIFRS4号「保険契約」について概観する。

10

第2章 諸外国の比較

第1節 IFRS4号

5 保険契約は国際的にみて多様なものになっているが、国によって会計処理方法が違う。そこで基準書の設定を通して会計処理の統一化を目的にプロジェクトが進められたが、EUでIAS・IFRSの2005年からの適用が確定しているため、保険契約のプロジェクトは二つに分離された。フェーズIではEUのIAS・IFRS適用に対応して2005年を
10 想定した暫定的基準書を作成し、フェーズIIで本質的な検討を行うことにした。そこで本節ではフェーズIとフェーズIIについて述べる。

国際会計基準(International Accounting Standards, 以下IASとする)では保険契約に関する基準書はなく、適用されている基準書においても保険契約についての取扱いは対象外とされていた。そこで国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee, 以下IASCとする)は、1997年に保険契約についてのSteering Committee(以下、保険起草委員会とする)を設立し、保険起草委員会は
15 1999年12月にIssues Paper(以下、論点書とする)を公表した。「2000年5月末日までの期間に論点所について、138のコメントが寄せられた。保険起草委員会はこれらのコメントを検討し、原則書草案(Draft of
20 Statement of Principles)を作成し、IASCに提出することを決定した。

IASBへの組織改正後の2000年7月に、保険契約は9つのテクニカル・プロジェクトの1つに選ばれ、IASBによる原則書草案の審議が開始された。この組織改正に伴い、保険起草委員会は解消されたが、従
25 来の保険起草委員会に代わり、アドバイザー・コミッティーが設置された¹⁴。そして、2005年にはIFRSを強制適用することになっていたのだが、それまでに保険契約の取扱いについてまとめることは難しいという意見や、業界からの批判的な意見が表明された。このことに

¹⁴ 中央青山監査法人[2004,303頁]

よりIASBは2002年5月に保険契約に係る基準書の作成を2つのフェーズに区分した。フェーズIでは2005年にIFRSを適用する保険会社のために暫定的な基準の作成を開始し、2003年7月に公開草案第5号「保険契約」を公表した。その後、公開草案に寄せられたコメントをもとに2004年3月にIFRS4号「保険契約」が公表された。

(1)フェーズI

フェーズIでは企業が発行するすべての保険契約(再保険契約を含む)と保有する再保険契約に適用される。これは保険会社のみには適用されるのではなく、保険契約の定義に該当する契約を扱っている企業であれば保険会社でなくてもIFRS4号は適用される。IFRS4号では保険契約とは「一方の当事者(保険会社)が、特定の不確実な将来における事象(保険事象)が保険契約者に不利な影響を与えた場合に、保険契約者に
10 補償を行うことを合意することにより、他の当事者(保険契約者)から重大な保険リスクを引き受ける契約¹⁵」と定義されている。保険リスクとは、金融リスク以外のリスクをいい、保険リスクが重大であるとは、「保険契約から生じる保険者の正味のキャッシュ・フローの現在価値に重要な変化をもたらす合理的な蓋然性が存在する場合」である。したがって、現在は保険契約と扱われているものでも、重大な保険リスクが移
20 転していなければ保険契約として扱うのではなく、金融商品として扱われる。IFRS4号では、保険資産を「保険契約に基づく保険者の正味の契約上の権利¹⁶」と定義しており、保険負債を「保険契約に基づく保険者の正味の義務¹⁷」と定義している。なお、以下の項目は保険契約の
25 定義に当てはまる可能性があるが、既に他の基準書で会計上の取扱いが規定されているため、保険契約の適用対象外とされた。

I. 製造者、棚卸者および小売者による製品保証

¹⁵ 中央青山監査法人[2004,304頁]

¹⁶ 中央青山監査法人[2004,305頁]

¹⁷ 中央青山監査法人[2004,305頁]

- II. 従業員給付制度における資産・負債および確定給付退職給付制度における退職給付債務
- III. ファイナンス・リースに組み込まれている残存物価値保証および非金融項目(ライセンス料、ロイヤリティー、偶発的なリース料やその他の類似項目)の将来における使用や、使用権に基づく偶発性のある契約上の権利義務
- 5 IV. 形態を問わず、企業が、IAS 第 39 号「金融商品：認識と測定」に規定する金融資産および金融負債を譲渡する際に、企業が引き受ける(もしくは保有する)金融保証
- 10 V. 企業結合における支払いもしくは受取りが行われる条件付対価
- VI. 企業自体が保険契約者である元受保険契約
- IASB は、フェーズ II において変更される可能性がある項目については、フェーズ I における現行の実務からの変更を避けたいと考えており、「基準書や解釈指針等がない場合には、作成中の基準書を適用しなければならない」という IAS 第 8 号「会計方針の変更、見積の変更および誤謬」について、IASB は、保険契約(再保険契約を含む)に関してはこの適用を、フェーズ II の会計基準が適用されるまで適用除外とすることとした。
- 15
- 20 ただし、この適用除外は、保険契約(再保険契約を含む)に限定されており、その他については、IAS 第 8 号の適用が求められる。この一時的な適用除外の取扱いは、短期的な実務上の取扱いを根拠としている。
- また、保険契約についても IAS 第 8 号パラグラフ 10 からパラグラフ 12 の趣旨を考慮し、以下の取扱いが求められている。
- 25 ①. 異常損害準備金および平衡準備金を認識することを認めない
- ②. 負債の十分性テストを実地すること
- ③. 保険会社は、保険負債が消滅した時、(例えば、保険契約において特定の義務が清算されたか、もしくは消滅した時)に、保険負債の認識を中止するべき
- 30 ④. 再保険契約から生じる資産と当該再保険取引に関連する元受

- 保険より生じた負債については相殺しないこと
- ⑤. 再保険から生じる資産について減損を認識すること
- 保険会社は、各測定日において、認識された保険負債が十分であるかについて評価を行わなければならない。繰延契約獲得費用および関連する無形資産を控除した保険負債の残高が見積将来キャッシュ・フローと比較して下回っているのであれば、不足額を一時的に損益計算において認識することが必要である。
- 5
- ②の負債の十分性テストについては、最低限度の要件が設定されている。
- 10 i. テストにおいては、すべての契約上のキャッシュ・フロー、損害査定費におけるキャッシュ・フローおよび組込オプションや保証からもたらされるキャッシュ・フローについての直近の見積を考慮することが必要である。
- 15 ii. 負債が十分でないことが判明した場合には、不足額を損益計算に反映させる。
- 上記の最低限度の要件を満たすことができない会計方針を採用している場合、IAS 第 37 号「引当金、偶発債務および偶発資産」を適用して将来キャッシュ・フローを見積り、保険負債残高と比較する。もし不足していれば、繰延契約獲得費用もしくは他の関連する無形資産を償却するか、保険負債の積み立てを行い、不足額のすべてを損益計算において認識する。
- 20
- フェーズ I では保険契約における会計方針の変更については、その変更が目的適合性および信頼性を高めるときにのみ認めるとしている。ただし、市場利子率の適用、現行実務の継続、保守的会計処理、将来の投資マージン、シャドウ・アカウンティングについては別途取扱いが定められた。まず、市場利子率については、保険負債について会計方針を変更し、保険会社が指定する保険負債に対して、現在の金利で保険負債を各期に再測定する会計方針を採用することが認められている(ただし、強制ではない)。金利以外の基礎率に対してもこれを期末現在の実績に更新し、これを適用して保険負債を再測定する会計方針を
- 25
- 30

採用することも認められている。この取扱いは、資産と負債のミスマッチについて、資産の測定については変更せず、負債の測定について選択肢を設定することにより対応することを意図したものである。

次に現行実務の継続についてであるが、保険会社は以下の会計処理を継続的に適用することを認められているが、これらを新規に採用することは会計方針の変更の要件を満たさないとした。

I. 保険負債に割引計算を適用しない。

II. 子会社の保険契約について統一的でない会計処理を適用すること(しかし、変更が会計処理の多様化をもたらすものでなければ、変更は認められる)

保守的会計処理については、保険会社は保険契約について現在適用されている過度に保守的な会計処理を変更する必要はないとしている。しかし、すでに十分に保守的な会計処理が適用している場合に、保守的な取扱いを追加することは認めないこととした。将来の投資マージンについては、保険会社は将来の投資マージンを排除するために会計方針を変更する必要はないとしている。しかし、保険契約の測定において将来の投資マージンを反映させる会計方針が採用された場合、これらの投資マージンが契約上の支払には影響を与えないが、保険会社の財務諸表が目的適合性および信頼性を損なうという反証が可能な場合が出てくる。最後にシャドウ・アカウンティングだが、シャドウ・アカウンティングとは、「実現損益が保険負債、繰延契約獲得費用および企業結合等により認識される無形資産の測定に影響を与えるのと同様に、認識されたが未実現の損益が、これらの測定に影響を与える会計処理方法¹⁸⁾である。この会計処理方法は、資本の部に未実現利益が計上されている場合に適用され、関連する調整は直接資本の部で認識され、損益計算には反映されない。よって IAS 第 16 号「有形固定資産」に従い、自社利用不動産について公正価値による測定を適用している時にもシャドウ・アカウンティングは可能である。また、この会計処

¹⁸⁾ 中央青山監査法人[2004,311 頁]

理は IAS 第 39 号に定める公正価値ヘッジではなく、同様の効果を生じさせるものではない。この会計処理を適用するための会計方針の変更は認められたが、強制はしない。

フェーズ I では開示についても定められており、以下の項目について開示を行うことが合意された。

I. 財務諸表において、保険契約に関する金額の認識と説明のため

の開示

① 保険契約および関連する資産、負債、収益および費用についての会計方針

② 保険契約に関する主たる資産、負債、収益および費用についての金額

③ 金額の測定に大きな影響を与える仮定の決定プロセス、および実行可能であれば仮定の数量的な開示

④ 保険資産および保険負債を測定するために用いられた仮定が変更された場合における影響

⑤ 保険負債、再保険契約および繰延契約獲得費用の変動

II. 保険契約から生じるキャッシュ・フローの見積金額、タイミングおよび不確実性を利用者が理解するための開示

① 保険契約から生じるリスクの管理目的およびリスク管理の方針

② 将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性に関して重要な影響を与える保険契約の契約条件

③ 保険リスクに関する情報

i 重要な変動が生じた場合の損益および資本に関する感応度

ii 保険リスクの集中

iii 実際の保険金額とそれ以前の見積もりとの比較

④ 保険契約に IAS32 を適用した場合の金利リスクおよび信用リスク

- ⑤ 主たる保険契約に含まれる組込デリバティブについての金利リスクおよび信用リスク(保険会社が組込デリバティブを公正価値で評価しない場合)

なお、財務諸表の表示形式については公表されていない。

5

(2)フェーズⅡ

フェーズⅡでは、保険資産と保険負債に公正価値評価を適用することが暫定的に合意されている。ただし、公正価値評価を行う際には2つの注意点がある。1つ目は、保険資産・負債は市場での取引がないため、市場を基礎とした情報が不当なコストや努力なしに利用可能でない場合、保険会社に固有の仮定を利用することができる。2つ目は、市場での反証が無い限り、保険負債の見積公正価値は、保険会社が新しい保険契約者から同じ条件・期間についての新しい契約を引き受けることによる金額を下回ってはならない。従って、市場での証拠が利用可能でない場合、保険証券の発行者は保険契約の引受時に純利益を認識する事は無いということである。

また、フェーズⅡにおいて公正価値の定義には以下の項目が含まれている。

- 20 I. 割引計算を行わない測定は、公正価値の概念に一致しない。
- II. 契約者に支払われる金額が、特定の資産の運用実績に基づいている場合でなければ、資産の運用実績についての期待は、保険契約の測定評価に反映させるべきではない。
- 25 III. 公正価値の測定には、市場参加者がリスクについて求める保険料の調整や、期待キャッシュ・フローに追加して求めるマークアップを含んでいる。
- IV. 保険契約の公正価値の測定においては、契約者保護の影響、政府およびその他の保証人により提供された保険など、保険契約の信用リスクの特徴を反映するべきである。
- 30 測定に関して以下の条件を有している場合、測定時点の保険契約に

基づく権利義務の測定は、契約で特定化された将来の保険料、保険金、給付金、経費そしてこれらの契約から生じるその他の追加的なキャッシュ・フローを含めること。

- 5 I. 契約者が、現在の保険契約者と同様の新しい保険契約者に対するレートで保険契約の見直しをすることを著しく制限する解約不能な継続の権利や更新の権利を有している場合。
- II. 保険契約者が保険料の支払いを停止したのであれば、これらの権利は失効する場合。

10 第2節 諸外国の会計制度

保険会計の重要な目的は二種類ある。「第一の目的¹⁹は、投資家が企業評価を行うための財務情報を提供することである²⁰。」このため、適切な利益を計上することが重視される。「第二の目的²¹は、保険契約者保護である。そのため、支払い能力の確保が重視される²²。」上記の通り、保険会計にはGAAP会計とSAP会計の二種類の会計がある。日本の保険会計は単一の会計制度で利益の計上と支払い能力の把握を行っているが、どちらかといえば支払い能力の確保が重視された会計制度になっており、SAP会計に近い会計制度といえる。それでは、諸外国では保険会社にどのような会計制度を適用しているのだろうか。アメリカではGAAP会計とSAP会計が存在し、SAP会計については普通株式の評価差額は「当期損益に反映せず、負債のAVR(Asset Valuation Reserve)に積み立て上限まで繰入れ、それを超える部分を資本に計上していること²³」が特徴である。イギリスでは、アメリカ同様GAAP会計とSAP会計が存在しており、GAAP会計では債券は時価評価と償

¹⁹ この第一の目的の会計を本稿ではGAAP会計とする。

²⁰ 勝野[2000,64頁]

²¹ この第二の目的の会計を本稿ではSAP会計とする。

²² 勝野[2000,65頁]

²³ 生保財務会計研究会[2000,35頁]

却原価法の選択、株式は時価評価となっている。一方、SAP 会計では債券、株式共に時価評価となっている。最近の動向としては「負債の現実的評価と呼ばれる、時価会計により近い監督会計上の負債評価が2004年に導入された。また、一部に修正点があるものの、これとほぼ同様の評価を財務会計上も採用し、2005年から実施することが決定している²⁴。」カナダは日本と同じく GAAP 会計と SAP 会計に分かれておらず、GAAP 会計で報告を行っており、「GAAP が監督会計を兼ねているところに特徴がある²⁵。」また、有価証券について債券は償却原価法、株式は時価評価によって評価されている。オーストラリアは日本とカナダと同様、GAAP 会計と SAP 会計が同一の枠組みの上に成り立っている。GAAP 会計をベースとしているが、SAP 会計の健全性指標を組み合わせており、「ソルベンシー基準や資本十分性基準といった、より保守的な負債評価に基づく情報を追加して報告することが求められる²⁶。」

15

第3節 諸外国の評価方法

現在、日本での責任準備金の評価方法は第1章で述べたとおり、積立方式に平準純保険料式を採用し、計算基礎率には契約時の利率を契約消滅まで用いるロックイン方式を採用している。では、諸外国はどのように責任準備金を評価しているだろうか。本節では諸外国の責任準備金の評価方法について述べる。アメリカでは責任準備金の評価は、日本の評価と類似しており「時価評価はせず、純保険料式に基づき、計算基礎率は各社毎に定め、満期まで固定(ロックイン)される²⁷。」イギリスでは、責任準備金の評価は「最低責任準備金を超えること以外は、

25

²⁴ 荻原[2005,81頁]

²⁵ 荻原[2006,98頁]

²⁶ 荻原[2006,87頁]

²⁷ 生保財務会計研究会[2000,34頁]

各社の判断で積み立てることが基本である²⁸。」最低責任準備金の評価に関しては「法令上の最低責任準備金はチルメル式であり、評価利率は各社の資産運用実績から一定率を引算したものであるが、3年経過後は運用実績に係わらず7.5%を超えることは許されない²⁹。」カナダでは、責任準備金の評価は「時価評価され、営業保険料式に基づき、計算基礎率は毎年洗い替えるロックフリー方式である。ただし、基礎率には、逆方向に振れた場合の安全割増(PAD: Provision for Adverse Deviation)を見込むことで、一定程度の安定性を確保する仕組みとなっている。なお、最低準備金の規定はない³⁰。」オーストラリアでは、「営業保険料式に基づき、計算基礎率は評価時点での将来予測に基づく水準を各社毎に定め毎年見直すロックフリー式の時価評価である。なお、健全性維持のためのソルベンシー・リザーブを必ず積み立てることを規定した、一種の最低責任準備金規制がある³¹。」また、オーストラリアの場合「責任準備金は時価評価されるものの、安全割増に対応するリスクバッファを別途の準備金(MOS: Margin On Service)として積み立て、基礎率の変動による影響を一定程度吸収することで、責任準備金+MOS でみれば、一定の安定化を図っている³²。」

5

10

15

このように、責任準備金の評価には様々なものがあり、各国によって評価方法も違う。責任準備金を評価するうえで最も重要なことは、評価する際の会計上の目的である。「何故なら、その目的により、求める責任準備金の積立方式および基礎率の内容が変化し、責任準備金の額が大きく変わるからである³³。」

20

25

IFRS では保険資産・負債の公正価値評価が暫定的に確定しているが、世界各国の生保会社や生保協会、そして保険監督機関は反対の意見書を提出している(しかし、イギリス・カナダの関係機関からは賛成の意

²⁸ 生保財務会計研究会[2000,35頁]

²⁹ 日本アクチュアリー会(a)[2004,1-53頁]

³⁰ 生保財務会計研究会[2000,35頁]

³¹ 生保財務会計研究会[2000,36頁]

³² 生保財務会計研究会[2000,36頁]

³³ 勝野[2000,64頁]

見書が提出されている)。反対の意見を出す最大の理由として、負債側である責任準備金の評価が挙げられる。何故なら、保険負債には市場性がなく、測定に問題があるからである。しかし、責任準備金を公正価値で評価している国があるのも事実である。そこで次章では公正価値評価を概観し、責任準備金の公正価値評価適用について考察する。

第3章 保険商品の公正価値評価

第1節 保険商品の公正価値評価

5 前章で述べたとおり、保険商品の評価方法は様々なものがあるが、そもそも公正価値評価を適用する目的はなんだろうか。

10 保険商品に公正価値評価を適用する場合、まず挙げられるのは保険資産に公正価値評価を適用するかどうかである。現在、日本の生保会社では資産の約半分が有価証券で構成されており、「金融商品に係る会計基準」が適用され時価評価されている。ここで改めて保険資産に公正価値評価の適用について考えてみる。保険資産については公正価値評価を行うべきである。何故なら、1980年代の生保会社は有価証券の含み益と平準純保険料式の責任準備金の積立により、健全な経営が出来ていると思われていた。しかし、バブルの崩壊により低金利の時代

15 になると、株価も下落し、7件の生保会社が経営破綻に陥り、保険契約数の前年割れなど、多くの問題が起きた。生保会社の主たる目的は保険契約者保護であり、株式の含み損などの経営上のリスク情報は、表示したほうがよい。そこで生保会社に対するリスク管理の手段として部分的な時価会計が導入され、有価証券については公正価値評価が行

20 われることとなった。公正価値評価を適用することにより、企業の透明性が増し、リスクにより早く対応できるようになった。このように契約者保護の観点からみても保険資産については公正価値評価を適用したほうがよいと考える。また、生保株式会社の場合、投資家という新たな利害関係者が生まれる。投資家に対しては投資意思決定に必要な情報を提供する必要がある。取得原価では求められない将来の予測

25 に必要な現在価値の情報、つまり公正価値評価を適用した額が投資意思決定に必要な情報であるといえる。また、保険資産の半分以上は有価証券で構成されており、市場が存在していることで客観的な公正価値価格を把握できることから、信頼性もあるといえる。このように投資家の観点から述べても、公正価値評価を適用したほうが有用である

30

と考える。

5 保険負債に公正価値評価を適用する場合、様々な問題が起こる。保険負債には資産のような活発な市場がなく、再保険市場での再保険価格が保険負債の市場価値であるという考え方があるが、「再保険市場については、一般的な金融資産が取引される市場のように深くて活発な市場であるとは考えられず、そこでの再保険価格を保険負債の公正価値と考えるのは難しい³⁴。」そこで保険負債の評価は将来キャッシュ・フローの割引現在価値による見積りで算定される。しかし見積りによる算定である以上、主観が入り込む余地があり、恣意性の問題が発生する。

10 そこに信頼性があるかどうかには疑問が残る。

第2節 公正価値評価適用について

15 保険負債に公正価値評価を適用した場合、責任準備金の評価に信用リスクが反映されることになり、「企業の信用リスクが増加すると、負債の割引率として用いる当該企業の調達金利が上昇し、その結果、当該企業の負債の評価額が減少する³⁵。」その結果、信用リスクが増加したにもかかわらず負債が減少し、純資産が増加するいわゆる負債のパラドックス現象が起きてしまう。このパラドックス現象は生命保険

20 の場合、資産の利回りの低下等による逆さや³⁶が生じた場合に発生する。この他にも、SAP 会計では予想最大損失額を負債に計上するが、公正価値評価は予想最小損失額を負債に計上しようとするため、SAP 会計と相容れない考え方になっているため、健全性判断の妨げになる。生保会社の健全性の状況を判断するのは監督官や保険契約者、債権者が

³⁴ 牧田[2003,184-185 頁]

³⁵ 生保財務会計研究会[2000,14 頁]

³⁶逆さやとは、予定利率により見込んでいた運用収益が実際の運用収益でまかないきれない状態が一部の契約で発生していること。しかし、基礎利益が十分確保されていれば逆さやが他の利益で補われており、逆さや状態が続いたとしてもそれだけで生保の経営が破綻する事はない。

行うべきであり、「このためには、当該生命保険会社が引き受けているリスクや予想最大損失額の情報を基礎に、さまざまな情報によって、その生命保険会社の将来の状況を想定することになる。公正価値評価によって市場が評価した信用リスクの大きさを負債に反映した貸借対照表を用いて、当該生保会社の信用リスクの大きさを測ろうとすると、その生命保険会社が引き受けているリスクの状況等を反映した信用リスクがすでに加味されており、主体的な判断のさまたげになる³⁷。」市場における信用リスクの評価は生保会社の信用リスクの判断にあたって、参考することに問題はないが、市場が判断した信用リスクを考慮した財務諸表を用いて判断することは問題があると思われる。生保会社が最も重視しなければならないのは、保険契約者保護であり、支払能力の確保が目的である。そのため、予想最大損失額を算出するべきであり、予想最小損失額を算出する公正価値評価は適用されるべきでないと考える。しかし、フェーズⅡでは保険商品の公正価値評価が合

15 意されており、保険負債の公正価値評価は避けられない。そこで保険負債に公正価値評価が適用されても、その評価額は注記に止めておき、あくまでも保険契約者保護を重視した超長期的な健全性や支払能力を把握できる財務諸表を作成する必要がある。

³⁷ 生保財務会計研究会[2000,27 頁]

結論

以上、本稿では日本の保険会計の現状と IFRS4 号、諸外国の保険会計について述べ、保険商品の公正価値評価適用について述べた。

- 5 現在、IASB ではフェーズⅡについての議論が行われており、保険商品の公正価値評価適用について議論が行われている。2007 年からの公正価値評価の適用にあたり、諸外国から多数の意見が寄せられている。公正価値評価適用に関しては、基本的に賛成の意見が多いが、評価方法については更なる検討が必要だという意見が述べられている。
- 10 保険会計はその特殊性から投資家に対する情報提供を重視した GAAP 会計と、保険契約者保護を重視した SAP 会計の二種類に分かれており、目的によって会計を使い分けている国もある。日本では GAAP 会計と SAP 会計といった区別はしておらず、単一の会計制度で保険会計を行っている。生保会社の最大の目的は保険契約者保護であり、支払能力の確保であることから、保険資産については有価証券に公正価値評価を適用し、保険負債については公正価値評価を適用せずに現状の評価方法を行うのがよいと考える。しかし、フェーズⅡで保険商品の公正価値評価が合意されたため、公正価値評価適用を避けることが出来ない。そこで、保険負債の公正価値評価額に関しては注記を行い、
- 15 生保会社の支払能力を把握できるようにすることで、投資家や保険契約者の目的に適合した情報を提供できると考える。
- 20 今年はおそらくフェーズⅡの具体的な基準が公表されると思われる。そこで、より信頼性のある評価方法や注記による開示を基本とした基準になることを期待し、今後の保険プロジェクトの動向に注目したい。

引用文献・参考文献

- 猪ノ口勝徳「生命保険会社の時価会計について」日本アクチュアリー会会報、第 51 号第 2 分冊(1998 年)、229-245 頁。
- 5 梅原秀継「公正価値測定と資産・負債の認識規準—無形資産と偶発債務の認識を中心として」企業会計、第 56 巻第 12 号(2004 年 12 月)、25 - 31 頁。
- 江澤雅彦「わが国生命保険会社における時価会計制度」生命保険論集、No.139(2002 年 6 月)、59-81 頁。
- 10 荻茂生「定義と測定」企業会計、第 53 巻第 6 号(2001 年 6 月)、28 - 36 頁。
- 荻原邦男「保険の国際会計基準を巡る動向」ニッセイ基礎研 REPORT2004.1(2004 年 1 月)
- 荻原邦男「諸外国における生命保険負債評価の変貌(その 1)」ニッセイ基礎研所報 2005.Vol40(2005 年)、79-110 頁。
- 15 荻原邦男「諸外国における生命保険負債評価の変貌(その 2)」ニッセイ基礎研所報 2006.Vol41(2006 年)、85-116 頁。
- 興津裕康「原価主義会計の論理と会計情報の信頼性」會計、第 157 巻第 2 号(2000 年 2 月)、1 - 13 頁。
- 20 勝野健太郎「責任準備金の時価評価」日本アクチュアリー会会報、第 53 号第 2 分冊(2000 年)、55-119 頁。
- 企業会計基準委員会、基本概念ワーキング・グループ「討議資料」『財務会計の概念フレームワーク』(財)財務会計基準機構、2004 年 7 月。
- 25 木本圭一「収益費用アプローチから資産負債アプローチへの転換」企業会計、第 49 巻第 1 号(1997 年 1 月)、118 - 123 頁。
- 草野真樹「公正価値測定と業績報告」企業会計、第 56 巻第 12 号(2004 年 12 月)、41 - 48 頁。
- 草野真樹「資産評価と利益測定の展開—金融商品の公正価値評価を中心として」會計、第 167 巻第 1 号(2005 年 1 月)、81 - 91
- 30

- 頁。
- 草野真樹『利益会計論』森山書店、2005年2月。
- 国際会計基準委員会『国際会計基準書2001』同文館、2001年6月。
- 古賀智敏「金融商品と公正価値会計」會計、第157巻第1号(2000年1
5 月)、18 - 36頁。
- 古賀智敏「公正価値測定の概念的構図と課題」企業会計、第56巻第12
号(2004年12月)、18 - 24頁。
- 小林伸行「公正価値による金融負債測定 of 企業会計的意義—金利変動
リスクを公正価値測定に反映させる論拠の検討を通じて」
10 三田商学研究、第47巻第1号(2004年4月)、299 - 313頁。
- 斎藤静樹(a)「資産・負債の評価基準—金融商品を中心に」企業会計、
第51巻第1号(1999年1月)、170 - 176頁。
- 斎藤静樹(b)「会計基準の改革と時価会計のあり方」企業会計、第51
巻第13号(1999年12月)、4 - 10頁。
- 15 斎藤静樹(編)『会計基準の基礎概念』中央経済社、2004年2月。
- 鈴木直行「金融商品の全面公正価値会計の提案に至るまでの米国会計
基準の歴史的考察」日本銀行金融研究所、INSTITUTE FOR
MONETARY AND ECONOMIC STUDIES BANK OF
JAPAN Discussion Paper No.2002 - J - 6。
- 20 生保財務会計研究会『生命保険会社と時価会計2—その影響と課題—』生命保
険文化研究所、2000年9月。
- 高橋治也「金融資産及び金融負債の評価及び会計処理」企業会計、第
52巻第5号(2000年5月)、28 - 38頁。
- 張黎迎「金融負債の公正価値評価—信用リスクの変動による影響を中
25 心に—」経済科学、第51巻第1号(2003年)、53 - 67頁。
- 中央青山監査法人『国際財務報告基準ハンドブック』中央青山監査法
人、2004年9月。
- 辻村典之「保険負債の測定に関する一考察」日本アクチュアリー会
報、第53号第2分冊(2000年)、33-53頁。
- 30 徳賀芳弘「資産負債中心観」企業会計、第53巻第1号(2001年1月)、

- 56 - 62頁。
- 中久木雅之・宮田慶一「公正価値評価の有用性に関する実証研究のサ
ーベイ」日本銀行金融研究所、INSTITUTE
FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES
5 BANK OF JAPAN Discussion Paper No.2002 -
J - 8。
- 長野史麻「有価証券公正価値情報の有用性の変化—会計制度の変更に
よる影響—」立正経営論集、第37巻第1号(2004年12月)、
95 - 125頁。
- 10 日本アクチュアリー会(a)「負債の公正価値評価」日本アクチュアリー
会会報別冊、第218号(2004年9月)。
- 日本アクチュアリー会(b)「生命保険会計」保険2(生命保険)日本アクチ
ュアリー会、(2004年4月)。
- 日本会計研究学会特別委員会報告「会計基準の動向と基礎概念の研究
15 (最終報告)」、2001年9月。
- 牧田雄一「公正価値会計における保険負債と利益の認識」日本アクチ
ュアリー会会報、第56号第1分冊(2003年)、179-231頁。
- 弥永真生『企業会計法と時価主義』日本評論社、1996年。
- 弥永真生「時価会計と制度化・法制化」會計、第157巻第1号(2000
20 年1月)、51 - 61頁。
- 弥永真生「資産の時価評価の導入について」企業会計、第51巻第9号
(1999年8月)、69 - 75頁。
- 山口恵司「責任準備金の時価評価に関する一考察」日本アクチュアリ
ー会会報、第54号第1分冊(2001年)、33-47頁。
- 25 吉田慶太「B/S・P/Lの表示と開示等」企業会計、第53巻第6号(2001
年6月)、48 - 57頁。
- 吉野智市『生命保険会計2004』財団法人生命保険文化センター、2004
年9月
- 若杉千鶴「財務業績報告をめぐる国際的動向とその諸問題」経理知識、
30 第82号(2003年9月)、85 - 97頁。